

# 道路構造令の解説と運用」の訂正について

平成 16年 2月に発刊されました「道路構造令の解説と運用」(改訂版第 1刷)に誤りがありましたので下記の通り訂正させていただきます。  
 この正誤表は大きな修正項目 4点のみを掲載しておりますが、このほか、誤字、脱字、参照先やインデント等 40点ほどの軽微な調整を行っております。  
 今後もお気付きの箇所がございましたら、本協会までご連絡をお願いします。

## 道路構造令の解説と運用」平成16年2月 正誤表

頁	位置等	誤	正																																																																																		
122	表1-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域別</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th> <th rowspan="2">出入制限</th> <th colspan="4">計画交通量 (台/日)</th> </tr> <tr> <th>30,000 以上</th> <th>30,000 ~ 20,000</th> <th>20,000 ~ 10,000</th> <th>10,000 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td>第1級</td> <td>120</td> <td>F</td> <td>高速・平地</td> <td>高速・平地</td> <td>高速・平地</td> <td>高速・平地</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>100</td> <td>F・P</td> <td>高速・山地</td> <td>高速・平地</td> <td>専用・平地</td> <td>専用・平地</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>80</td> <td>F・P</td> <td>専用・平地</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・平地</td> <td>専用・平地</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>60</td> <td>F・P</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・山地</td> </tr> </tbody> </table>	地域別	種別	設計速度 (km/h)	出入制限	計画交通量 (台/日)				30,000 以上	30,000 ~ 20,000	20,000 ~ 10,000	10,000 未満	地方部	第1級	120	F	高速・平地	高速・平地	高速・平地	高速・平地	第2級	100	F・P	高速・山地	高速・平地	専用・平地	専用・平地	第3級	80	F・P	専用・平地	専用・山地	専用・平地	専用・平地	第4級	60	F・P	専用・山地	専用・山地	専用・山地	専用・山地	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域別</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">設計速度 (km/h)</th> <th rowspan="2">出入制限</th> <th colspan="4">計画交通量 (台/日)</th> </tr> <tr> <th>30,000 以上</th> <th>30,000 ~ 20,000</th> <th>20,000 ~ 10,000</th> <th>10,000 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地方部</td> <td>第1級</td> <td>120</td> <td>F</td> <td>高速・平地</td> <td>高速・平地</td> <td>高速・平地</td> <td>高速・平地</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>100</td> <td>F・P</td> <td>高速・山地</td> <td>高速・平地</td> <td>専用・平地</td> <td>専用・平地</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>80</td> <td>F・P</td> <td>専用・平地</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・平地</td> <td>専用・平地</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>60</td> <td>F・P</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・山地</td> <td>専用・山地</td> </tr> </tbody> </table>	地域別	種別	設計速度 (km/h)	出入制限	計画交通量 (台/日)				30,000 以上	30,000 ~ 20,000	20,000 ~ 10,000	10,000 未満	地方部	第1級	120	F	高速・平地	高速・平地	高速・平地	高速・平地	第2級	100	F・P	高速・山地	高速・平地	専用・平地	専用・平地	第3級	80	F・P	専用・平地	専用・山地	専用・平地	専用・平地	第4級	60	F・P	専用・山地	専用・山地	専用・山地	専用・山地
地域別	種別	設計速度 (km/h)					出入制限	計画交通量 (台/日)																																																																													
			30,000 以上	30,000 ~ 20,000	20,000 ~ 10,000	10,000 未満																																																																															
地方部	第1級	120	F	高速・平地	高速・平地	高速・平地	高速・平地																																																																														
	第2級	100	F・P	高速・山地	高速・平地	専用・平地	専用・平地																																																																														
	第3級	80	F・P	専用・平地	専用・山地	専用・平地	専用・平地																																																																														
	第4級	60	F・P	専用・山地	専用・山地	専用・山地	専用・山地																																																																														
地域別	種別	設計速度 (km/h)	出入制限	計画交通量 (台/日)																																																																																	
				30,000 以上	30,000 ~ 20,000	20,000 ~ 10,000	10,000 未満																																																																														
地方部	第1級	120	F	高速・平地	高速・平地	高速・平地	高速・平地																																																																														
	第2級	100	F・P	高速・山地	高速・平地	専用・平地	専用・平地																																																																														
	第3級	80	F・P	専用・平地	専用・山地	専用・平地	専用・平地																																																																														
	第4級	60	F・P	専用・山地	専用・山地	専用・山地	専用・山地																																																																														
230	図2-21	<p>図中 路上施設を設ける場合の幅員</p> <p>第10条第3項の自転車道の幅員 + 路上施設を設ける場合の幅員</p>	<p>図中 路上施設を設ける場合に加える幅員</p> <p>第10条第3項の自転車道の幅員 + 路上施設を設ける場合に加える幅員</p>																																																																																		
232	図2-22	<p>図中 路上施設を設ける場合の幅員</p> <p>第11条第3項の歩道の幅員 + 路上施設を設ける場合の幅員</p>	<p>図中 路上施設を設ける場合に加える幅員</p> <p>第11条第3項の歩道の幅員 + 路上施設を設ける場合に加える幅員</p>																																																																																		
474	(1)の7行目	<p>…交差角が90°に近いときには、表4-9に示すような導流路の外半径をとればよい。</p>	<p>…交差角が90°に近いときには、15~30m程度の外側半径をとればよい。</p>																																																																																		